

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成28年 3 月 30 日

水 曜 日

号 外(4)

## 目 次

### 公安委員会規則

○富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 1

### 教育委員会規則

○学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則 5

## 規 則

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 30 日

富山県公安委員会委員長 綿貫 勝介

### 富山県公安委員会規則第 5 号

富山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

富山県道路交通法施行細則（昭和47年富山県公安委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中

一般国道415号	富山市針原中町字馬放 917番3から 富山市水橋市田袋 117番2まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目2番5から 富山市千原崎一丁目6番3号先まで
一般国道415号	氷見市大野地内 氷見 I Cから 氷見市鞍川地内 幸町交差点まで
一般国道470号	小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C Tから 氷見市大野地内 氷見 I Cまで
一般国道472号	射水市作道 198番から 射水市上野 553番まで

主要地方道 富山外郭環状線	富山市新保字石原割 178番 4 から 富山市下熊野字柳原割 292番 2 まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市安養寺 509番 2 から 富山市安養寺 438番 2 まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生字大門8741番 7 から 黒部市生地中区 246番 3 まで
主要地方道 高岡氷見線	高岡市昭和町二丁目 258番10から 高岡市岩坪字東割 873番 2 まで
主要地方道 砺波福光線	砺波市栄町28番から 砺波市出町16番 1 まで
主要地方道 養輪滑川インター線	滑川市金屋 931番 1 から 滑川市上小泉字鹿熊田割10番 3 まで
主要地方道 富山港線	富山市中島一丁目字流田割29番 6 から 富山市千原崎一丁目 2 番 5 まで
主要地方道 新湊庄川線	射水市坂東地内 坂東交差点から 射水市大島北野地内 北野交差点まで
主要地方道 高岡小杉線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 射水市上野地内 五歩一交差点まで
主要地方道 富山高岡線	射水市小島地内 日本電工(株)前から 射水市大島北野地内 北野交差点まで
主要地方道 富山高岡線	富山市大手町 7 番 2 から 富山市野町字円角割24番 9 まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市二塚地内 二塚交差点から 高岡市佐野地内 佐野交差点まで
主要地方道 新湊平岡線	富山市本郷中部 139番から 富山市野町字円角割27番 8 まで
主要地方道 富山立山魚津線	富山市西中野町 1 丁目15番から 富山市中川原字土場割 273番 5 まで
主要地方道 富山大沢野線	富山市飯野字八幡割24番から 富山市双代町40番 3 まで
一般県道 富山滑川魚津線	滑川市上小泉字鹿熊田割10番 3 から 魚津市住吉字前川原1074番 1 まで
一般県道 富山滑川魚津線	富山市水橋市田袋 117番 2 から 富山市水橋鏡田1055番地先まで

一般県道 流杉町袋線	富山市金泉寺 228番2 から 富山市針原中町字馬放 917番3 まで
一般県道 八幡田稻荷線	富山市東町一丁目 7番6 から 富山市海岸通字八幡田割 3番80まで

を

一般国道415号	富山市針原中町字馬放 917番3 から 富山市水橋市田袋 117番2 まで
一般国道415号	富山市千原崎一丁目 2番5 から 富山市千原崎一丁目 6番3号先まで
一般国道415号	射水市作道字中不湖 798番4 から 射水市堀岡古明神字浜田 120番先まで
一般国道415号	高岡市伏木国分一丁目 384番先から 高岡市吉久一丁目2920番26先まで
一般国道415号	氷見市大野地内 氷見 I C から 氷見市鞍川地内 幸町交差点まで
一般国道470号	小矢部市水島地内 小矢部砺波 J C T から 氷見市大野地内 氷見 I C まで
一般国道472号	射水市作道 198番から 射水市上野 553番まで
主要地方道 富山立山魚津線	富山市西中野町一丁目15番から 富山市中川原字土場割 273番5 まで
主要地方道 新湊庄川線	射水市坂東地内 坂東交差点から 射水市小泉87番先まで
主要地方道 新湊庄川線	高岡市中曾根 505番1 先から 高岡市中曾根1155番1 先まで
主要地方道 砺波福光線	砺波市栄町28番から 砺波市出町16番1 まで
主要地方道 伏木港線	高岡市伏木矢田 293番6 から 高岡市広小路 107番先まで
主要地方道 高岡羽咋線	高岡市北島1554番先から 高岡市国吉1215番2 先まで
主要地方道 富山港線	富山市中島一丁目字流田割29番6 から 富山市千原崎一丁目 2番5 まで

主要地方道 小杉婦中線	射水市戸破字神明 625番 2 先から 射水市黒河1986番先まで
主要地方道 小矢部伏木港線	高岡市国吉1215番 2 先から 高岡市東海老坂字大坪 490番 3 まで
主要地方道 新湊平岡線	富山市本郷中部 139番から 富山市野町字円角割27番 8 まで
主要地方道 富山高岡線	富山市大手町 7 番 2 から 富山市野町字円角割24番 9 まで
主要地方道 富山高岡線	射水市小島地内 日本電工(櫛前)から 射水市大島北野地内 北野交差点まで
主要地方道 養輪滑川インター線	滑川市金屋 931番 1 から 滑川市上小泉字鹿熊田割10番 3 まで
主要地方道 若栗生地線	黒部市荻生字大門8741番 7 から 黒部市生地中区246番 3 まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市能町 555番 182から 高岡市下伏間江576番先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市二塚 454番 2 先から 高岡市六家字苧田 933番 1 先まで
主要地方道 高岡環状線	高岡市長慶寺 446番 4 先から 高岡市米島字表向 445番 1 先まで
主要地方道 高岡小杉線	高岡市赤祖父地内 赤祖父交差点から 射水市上野地内 五歩一交差点まで
主要地方道 高岡氷見線	高岡市昭和町二丁目 258番10から 高岡市岩坪字東割 873番 2 まで
主要地方道 富山大沢野線	富山市飯野字八幡割24番から 富山市双代町40番 3 まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市新保字石原割 178番 4 から 富山市下熊野字柳原割 292番 2 まで
主要地方道 富山外郭環状線	富山市安養寺 509番 2 から 富山市安養寺 438番 2 まで
一般県道 富山滑川魚津線	滑川市上小泉字鹿熊田割10番 3 から 魚津市住吉字前川原1074番 1 まで
一般県道 富山滑川魚津線	富山市水橋市田袋 117番 2 から 富山市水橋鏡田1055番地先まで

一般県道 八幡田稲荷線	富山市東町一丁目 7 番 6 から 富山市海岸通字八幡田割 3 番 80 まで
一般県道 堀岡小杉線	射水市堀岡古明神字浜田 120 番先から 射水市片口 65 番まで
一般県道 片口牧野線	射水市片口 65 番から 射水市片口 359 番 1 先まで
一般県道 姫野能町線	高岡市石丸 487 番 1 から 高岡市能町 2841 番まで
一般県道 流杉町袋線	富山市金泉寺 228 番 2 から 富山市針原中町字馬放 917 番 3 まで
一般県道 串田新黒河線	射水市橋下条 15 番 1 から 射水市黒河 3355 番まで

に改める。

### 附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定め、公布する。

平成 28 年 3 月 30 日

富山県教育委員会

教 育 長 渋谷 克 人

### 富山県教育委員会規則第 2 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(富山県教育委員会行政組織規則の一部改正)

### 第 1 条 富山県教育委員会行政組織規則 (平成 11 年富山県教育委員会規則第 3 号)

の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 号中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 10 条第 14 号中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

(富山県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

**第 2 条** 富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第26条第 2 号、第28条第 2 号及び第30条第 2 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加え、「高等学校」の次に「、中等教育学校」を加える。

様式第 2 号（表面）中

- 「
- (注) 1 特別支援学校の勤務期間については、所属学部及び特別支援教育領域まで記入すること。
  - 2 旧盲・聾・養護学校の勤務期間については、種別及び所属学部まで記入すること。
  - 3 週時数欄の（ ）には、申請に係る教科の時数を記入すること。
- 」

を

- 「
- (注) 1 特別支援学校の勤務期間については、所属学部及び特別支援教育領域まで記入すること。
  - 2 旧盲・聾・養護学校の勤務期間については、種別及び所属学部まで記入すること。
  - 3 義務教育学校及び中等教育学校の勤務期間については、所属課程（前期・後期）まで記入すること。
  - 4 週時数欄の（ ）には、申請に係る教科の時数を記入すること。
- 」

に改める。

様式第14号中欄外に「（注）学年は、義務教育学校においては後期課程の3か年について、中等教育学校においては前期課程の3か年について記入すること。」を加える。

(富山県教育映画等審査規則の一部改正)

**第 3 条** 富山県教育映画等審査規則（昭和29年富山県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「幼稚園幼児向」を「幼稚園及び幼保連携型認定こども園幼児向」に、「小学校低学年児童向」を「小学校低学年（義務教育学校の第一学年及び第二学年を含む。）児童向」に、「小学校中学年児童向」を「小学校中学年（義務教育学校の第三学年及び第四学年を含む。）児童向」に、「小学校高学年児童向」を「小学校高学年（義務教育学校の第五学年及び第六学年を含む。）児童向」に、「中学校生徒向」を「中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）生徒向」に、「高等学校生徒向」を「高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）生徒向」に改める。

(富山県青少年自然の家条例施行規則の一部改正)

**第 4 条** 富山県青少年自然の家条例施行規則（昭和49年富山県教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「小学校、中学校及び高等学校の児童及び生徒」を「小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

**附 則**

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

(教・教育企画課)

---

